

平成 28 年 1 月 25 日  
基安労発 0125 第 1 号

独立行政法人労働者健康福祉機構  
産業保健・賃金援護部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長

### 芳香族アミンによる健康障害に係る相談への対応について

日頃より、労働衛生行政の推進につきご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。先般、福井県内の染料・顔料の中間体を製造する事業場において、オルトトルイジンを含む芳香族アミンを取り扱う業務に従事していた労働者が複数名膀胱がんを発症した事案があり、現在、当該事案について業務との関連等原因究明のための調査を行うとともに、オルトトルイジンを取り扱っていると考えられる他の事業場についても調査を行っているところです。

この事案に関し事業者や、オルトトルイジン等による健康障害に不安を持つ労働者・退職者及びその家族等が、職業性膀胱がんや自らの健康状況等について、詳しく知りたいと思うことも考えられることから、これらの問い合わせ等に対する確かつ迅速な対応が求められるところです。

つきましては、本件に関し、事業者、労働者・退職者及びその家族等からの相談に対して、的確かつ迅速に職業性膀胱がんに関する専門の医療的助言や病院案内等の対応をしていただくために、産業保健活動総合支援事業における相談員等の配置等、ご配慮頂きますようお願いいたします。